

「新たな地域医療構想等に関するとりまとめ（案）」の概要

国の「新たな地域医療構想等に関する検討会」において令和6年3月～12月に検討された内容について、とりまとめを行ったもの。

<構成>

- 1 はじめに
- 2 2024年頃の医療をとりまく状況と課題
- 3 現行の地域医療構想の評価と課題
- 4 医療提供体制の現状と目指すべき方向性
- 5 新たな地域医療構想
- 6 おわりに

2 2024年頃の医療をとりまく状況と課題

医療需要等…85歳以上の高齢者の救急搬送と在宅医療が増加

外来医療、入院医療は減少

医療従事者…医療従事者の確保が困難となる中、さらに生産年齢人口が減少

地域性 …過疎地域を中心に、高齢者が減少し、医療需要も減少

大都市部を中心に、高齢者等の医療需要が増加

3 現行の地域医療構想の評価と課題

<評価>

- ・病床機能報告上の病床数

2015年 125.1万床 →2023年 119.2万床

2025年の必要病床数である119.1万床と同程度の水準となっている

- ・機能別病床数

急性期と慢性期が減少し、回復期が増加

→全体として地域医療構想の進捗が認められる

<課題>

- ・病床数の議論が中心で、将来のあるべき医療提供体制の実現に向けた議論がなされにくい
- ・外来医療、在宅医療等の地域の医療提供体制の議論がなされていない
- ・病床機能報告制度において、高度急性期と急性期、急性期と回復期の違いが分かりづらい
- ・機能別の必要病床数（患者単位のデータから設定）と、病棟単位で報告される実際の病床数の間に差異が生じている
- ・必要病床数と基準病床数の関係が分かりづらい

4 医療提供体制の現状と目指すべき方向性

以下の4点を中心として、限りある医療資源を最適化・効率化しながら、「治す医療」を担う医療機関と「治し支える医療」を担う医療機関の役割分担を明確化し、地域完結型の医療・介護提供体制を構築する。

1) 増加する高齢者救急への対応

- ・入院早期から必要なリハビリテーションを適切に提供し、早期に自宅等の生活の場に戻ることができる支援体制の確保
- ・医療DXの推進等による在宅医療を提供する医療機関や高齢者施設等と地域の医療機関

- との連携強化
 - ・かかりつけ医機能の発揮等を通じた、在宅医療を提供する医療機関や高齢者施設等の対応力強化
- 2) 増加する在宅医療の需要への対応
 - ・医療機関や訪問看護ステーション等の連携により、地域での24時間の提供体制を構築
 - ・オンライン診療の積極的な活用、介護との連携等を通じて、効率的かつ効果的な提供体制を強化
 - ・外来医療についても、時間外対応等のかかりつけ医機能を発揮して必要な提供体制を確保
- 3) 医療の質や医療従事者の確保
 - ・地域ごとに医療需要の変化等に対応できる医療従事者を確保
 - ・一定の症例や医師を集約して、医師の修練や医療従事者の働き方改革を推進しながら、急性期医療や救急医療を提供する体制を構築
- 4) 地域における必要な医療提供の維持
 - ・過疎地域をはじめ、医療従事者の不足が顕著となっていく中で、拠点となる医療機関からの医師の派遣、巡回診療、ICTの活用等により、生産性の向上を図り、地域で不可欠な医療機能を維持

5 新たな地域医療構想

(1) 基本的な考え方

病床の機能分化・連携

+

地域ごとの医療機関機能（高齢者救急の受入、在宅医療の提供、救急・急性期の医療提供等）
 広域な観点の医療機関機能（医育及び広域診療等の総合的な機能）の確保に向けた取組

- R 7 国においてガイドラインを検討・作成
- R 8 都道府県において、医療機関からの報告データ等を踏まえながら、地域の医療提供体制全体の方向性、必要病床数の推計等を検討・策定
- R 9～10 医療機関機能に着目した地域の医療機関の連携・再編・集約化の協議等
- ※ 現行の地域医療構想の取組について令和8年度も継続する。新たな地域医療構想については、令和9年度から順次取組を開始することとし、円滑な移行を図る。

(2) 新たな地域医療構想の位置付け

新たな地域医療構想においては、医療提供体制全体を対象として、地域の医療提供体制全体の将来のビジョン・方向性、医療機関機能に着目した医療機関の機能分化・連携、病床の機能分化・連携等に関する事項を定めるものとする。

これに伴い、新たな地域医療構想は、医療計画の上位概念として位置付け、医療計画は、地域医療構想の実行計画とする。

<新たな地域医療構想の具体的な記載事項>

- ・地域の医療提供体制全体（入院医療、外来医療・在宅医療、介護との連携、人材確保等）の将来のビジョン・方向性
- ・構想区域における将来の医療機関機能の確保のあり方
- ・構想区域における将来の病床数の必要量
- ・地域医療構想の達成に向けた医療機関の機能分化・連携の推進に関する取組
- ・地域医療構想の達成に向けた病床の機能分化・連携の推進に関する取組
- ・医療機関機能の情報提供の推進
- ・病床機能の情報提供の推進

(3) 医療機関機能・病床機能

○医療機関機能報告

新たに、医療機関（病床機能報告の対象となる医療機関）から都道府県に対して、医療機関機能を報告する仕組みを創設

<医療機関機能の区分>

- 1) 高齢者救急・地域急性期機能
- 2) 在宅医療等連携機能
- 3) 急性期拠点機能
- 4) 専門等機能（1～3にあてはまらないが、集中的なりハビリテーション、中長期にわたる入院医療機能、有床診療所の担う地域に根ざした診療機能、一部の診療科に特化した地域ニーズに応じた診療を行うもの）
- 5) 医育及び広域診療機能（大学病院本院が担うことを想定）

○病床機能

- ・機能区分ごとの必要病床数の推計及び病床機能報告は、引き続き維持する
- ・病床の機能区分については、高齢者救急等の受け皿として急性期と回復期の機能をあわせもつことが重要となること等を踏まえ、「回復期機能」を見直し
現行：高度急性期、急性期、回復期、慢性期
新構想：高度急性期、急性期、包括期、慢性期

○構想区域

- ・構想区域の設定に当たっては、引き続き二次医療圏を基本としつつ、医療提供体制上の課題がある場合には、必要に応じて構想区域を見直す（二次医療圏の見直しに時間を要する場合は、先行して構想区域の合併・分割等を行うことも想定）
- ・広域な観点での区域を、都道府県単位（必要に応じて三次医療圏）で設定
- ・在宅医療等に関するより狭い区域を、市町村単位や保健所圏域等で設定

○調整会議

- ・議題に応じて、医療関係者、介護関係者、保険者、都道府県、市町村等の必要な関係者が参画

○地域医療介護総合確保基金

- ・令和9年度から、病床の機能分化・連携の支援に加え、医療機関機能に着目した医療機関の連携・再編・集約化に向けた施設・設備整備の支援を追加

○基準病床数と必要病床数の整合性の確保等

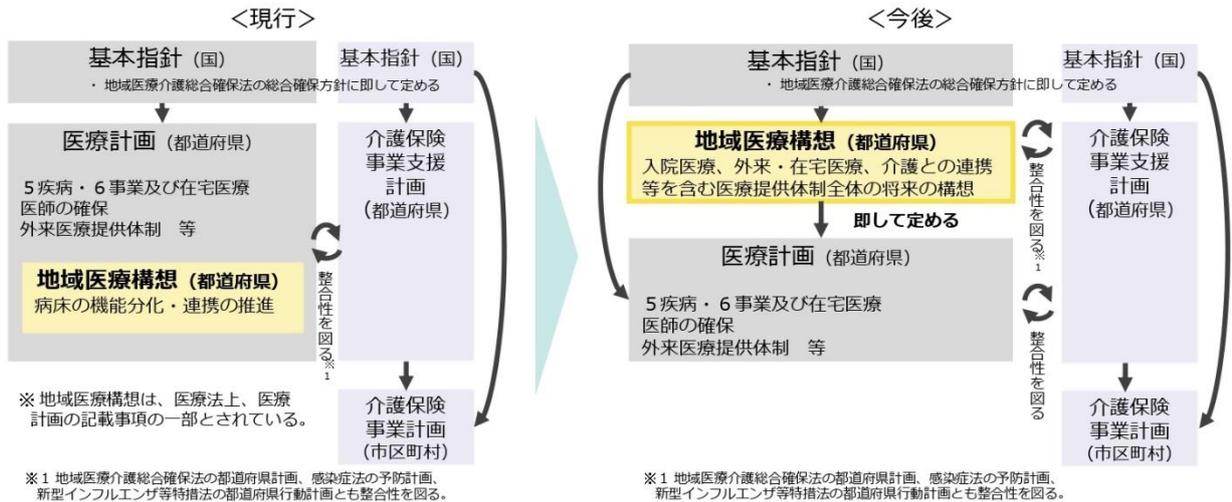
- ・将来の必要病床数の推計については、受療率の変化等を踏まえ、定期的に（将来推計人口の公表ごと等）見直しを行う。推計方法については今後検討
- ・医療計画の基準病床数について、必要病床数も勘案した算定を検討
- ・必要病床数を超えて増床等を行おうとする場合には、都道府県は、地域医療構想調整会議において増床等の必要性が認められた場合に限り、基準病床数の範囲内で増床等の許可を行うことができることとする。

○新たな地域医療構想における精神医療の位置付け

- ・新たな地域医療構想において精神医療を位置付ける。
- ・具体的な内容は、今後、必要な関係者で議論する必要がある。

新たな地域医療構想と医療計画の関係の整理（案）

- 新たな地域医療構想について、入院医療だけでなく、外来・在宅医療、介護との連携等も含めた医療提供体制全体の地域医療構想とする方向で検討を行っており、地域医療構想と医療計画の関係の整理を行うこととしてはどうか。
 - ・ 新たな地域医療構想について、医療計画の記載事項の一つではなく、地域の医療提供体制全体の将来のビジョン・方向性を定めるとともに、医療機関機能に着目した医療機関の機能分化・連携、病床の機能分化・連携等を定めるものとする。新たな地域医療構想においても、介護保険事業支援計画等の関係する計画との整合性を図る。
 - ・ 医療計画について、地域医療構想の6年間（一部3年間）の実行計画として、新たな地域医療構想に即して、5疾病・6事業及び在宅医療、医師確保、外来医療等に関する具体的な取組を定めるものとする。



新たな地域医療構想と医療計画の進め方（案）

- 新たな地域医療構想について、令和7年度に国でガイドラインを検討・策定し、都道府県において、まず令和8年度に地域の医療提供体制全体の方向性、将来の病床数の必要量の推計等を検討・策定した上で、それを踏まえ、令和9～10年度に医療機関機能に着目した地域の医療機関の機能分化・連携の協議等を行うこととしてはどうか。
- 新たな地域医療構想の内容について、基本的に第9次医療計画に適切に反映されるよう、地域医療構想の策定状況や医療計画の取組等に係る課題を国と県で共有することとしてはどうか。医療計画のうち、5疾病・6事業については、個別の事業の課題を第9次医療計画に向けて継続的に検討し、必要に応じて見直しを行い、また、外来医療計画等の3か年の計画については、令和9年度からの後期計画に向けて必要な検討を行うこととしてはどうか。

